

当別町非常通信対応マニュアル

平成25年2月
(令和6年2月改訂)
当別町総務部危機対策課

第1章 総 則

1 非常通信対応マニュアル策定の目的

この計画は、東日本大震災のほか、昨今の比較的規模の大きな災害等の教訓を踏まえ、各市町村と都道府県、中央防災会議等の防災関係機関との間の災害情報の円滑な伝達の確保及び迅速な災害対応を目的に策定するものである。

2 非常通信とは

非常通信とは、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第52条第4号において、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用する事が著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信と規定されている。

非常の場合の無線通信については、法第74条第1項の規定により、総務大臣は、非常の場合において人命の救助、災害の救援等必要な無線を無線局に行わせることができ、また、法第74条の2では、総務大臣は、法第74条第1項に規定する通信の円滑な実施を確保するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならぬと定めている。

3 計画の位置付け

当別町の災害時等における情報伝達は、災害対策基本法第40条及び第42条に基づき、当別町地域防災計画において「情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達」について定めているところである。

この計画は、当別町地域防災計画第3章災害情報通信計画の細部計画と位置付け、通信ルートの設定、災害時に所要の通信を確保するための行動・作業等について定めるものとする。

第2章 非常通信体制の設定

1 地方通信ルートについて

地方通信ルートとは、都道府県と市町村を結ぶ通信ルートであり、中央通信ルート（国と都道府県を結ぶ通信ルート）とあわせ、被災市町村から都道府県、国までの通信ルートを確立するためを目的に設定する通信ルートである。

2 地方通信ルートの設定

(1) 地方通信ルートの種類

公衆回線の途絶又は輻輳の発生により公衆網による通信が困難な場合を想定した通信ルート（通常通信ルート）、通常通信ルートが使用できない場合を想定し、他団体・他機関（隣接する市町村など）の自営通信システムを利用する通信ルート（非常通信ルート）、通常通信ルート・非常通信ルートすべてが途絶した場合もしくは使用できない場合に、緊急避難的に利用する通信手段（緊急通信ルート）を設定する。

ア 通常通信ルート

北海道防災行政無線（北海道総合行政ネットワーク）の通信ルート

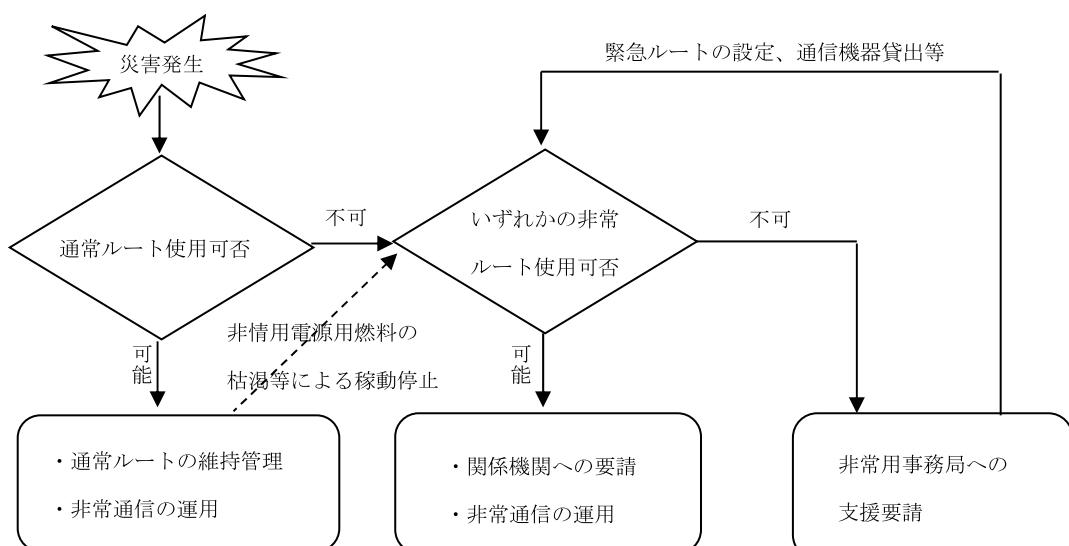
イ 非常通信ルート

石狩振興局危機対策室、石狩北部地区消防事務組合、北海道警察の通信を利用したルート

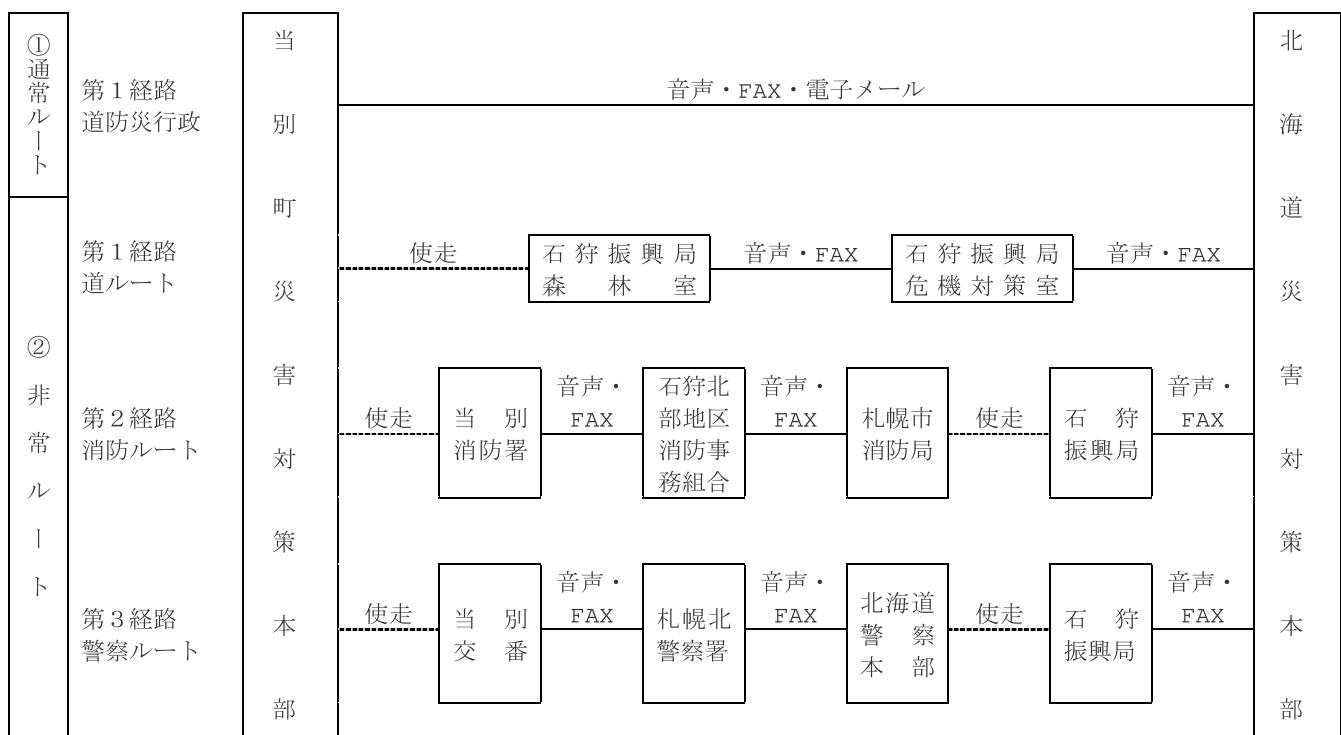
ウ 緊急通信ルート

その他機関への通信依頼及び非常通信協議会からの通信機器借用等による通信ルート

(2) 災害時の通信確保におけるフローチャート



(3) 通信ルートの体制図



第3章 災害時等における通信計画

災害等が発生した場合の職員の体制及び通信手段は、次に定めるところによる。

1 職員の参集・体制維持

(1) 夜間・休日の参集体制

夜間・休日等の閉庁日に災害が発生した場合は、「当別町総務課初動体制マニュアル」に基づき対応するものとする。

2 通常ルートに属する通信機器等の動作確認等

(1) 通常通信ルートの動作確認

機 器 名	
1	北海道総合行政情報ネットワーク 操作卓
2	北海道総合行政情報ネットワーク 防災交換機
3	北海道総合行政情報ネットワーク 送受信機
4	非常用発電機（燃料・バッテリー）

(2) 通常通信ルートが機器の異常等により通信できない場合

通信機器の動作確認の結果、異常により通信ができない場合は、「3 通常ルートによる通信が使用不能の場合の対応」により対応を行う。また、通常ルートを早期に復旧できるよう、北海道に対し復旧を要請するものとする。

3 通常ルートによる通信が使用不能の場合の対応

町は、通常通信ルートによる通信ができない場合、次の方法により通信を確保するものとする。

(1) 非常通信ルートによる通信手段

優先順位の高い非常ルートから運用するものとし、通信施設設置機関に対し、通信手段の利用を要請するものとする。

優 先 順 位	機 関 名	連 絡 先
1	北海道ルート 北海道石狩振興局森林室	電 話 0133-22-2161 F A X 0133-22-0551
2	消防ルート 当別消防署	電 話 0133-23-2537 F A X 0133-22-1156
3	警察ルート 札幌北警察署当別交番	電 話 0133-23-2151 F A X 同上

(2) 災害対策用移動通信機器による通信手段

ア 災害対策用移動通信機器貸出の要請・輸送手段の検討

総務省が無償貸与できる災害対策用移動通信機器について、確保したい通信に応じて、通信機器を選択し、所要の台数及び搬送場所を検討するものとする。

確保したい通信	通信手段	通信機器
石狩振興局、北海道 災害対策本部との通 信（北海道総合通信 局通信）	衛星携帯電話 (屋外利用)	ワイドスターII（据置） イリジウム（ハンディ） アイサットファン・プロ（ハンディ） BGAN〈ビーキャン〉（据置）
	MCA 無線	EK-6170（ハンディ） FM807FO2（ポータブル）

イ 北海道総合通信局へ要請

災害対策用移動通信機器の貸与要請時の伝達事項は、①担当者名、②連絡先、③通信機器の種類、④台数、⑤搬送場所とし、別紙1により北海道総合通信局に依頼するものとする。

北海道総合通信局無線通信部陸上課	電話 011-709-2311（内線4651） 携 帯 090-1529-8858（夜間等） FAX 011-709-5541 メール do-hi.jyo@soumu.go.jp
------------------	--

ウ 通信機器等に使用する小型移動電源車両の派遣要請

大規模停電等により通信機器の電源確保が困難な場合は、北海道総合通信局に小型移動電源車両の派遣要請を行うものとする。

北海道総合通信局防災対策推進室	電話 011-747-6451 携 帯 090-1525-0101（夜間等） FAX 011-709-2481
-----------------	---

エ 輸送手段の確保

通信機器の搬入場所が孤立している等、通常の手段での搬送場所が困難な場合は、ヘリコプター等の輸送手段を保有する関係機関への派遣要請を行うものとする。

機関名	部署	
北海道庁	災害対策本部 (総務部危機対策局危機対策課)	電話 011-204-5014 FAX 011-231-4314
陸上自衛隊	第11師団第10普通科連隊	電話 0125-22-2141 (内線233)
北海道警察	警備部警備課	電話 011-251-0110 FAX 011-219-2409

オ 災害対策用移動通信機器の受入準備

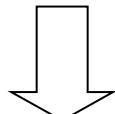
通信機器の搬入場所に職員を派遣し、搬入業者（通信機器の輸送に関して災害派遣を要請した場合は、派遣先機関）から通信機器を受領し、次の項目を確認するものとする。

- ① 要請した通信機器の種類・台数
- ② 通信機器の動作確認・使用方法
- ③ 通信相手との試験通信（通話）

4 通常通信ルート・非常通信ルートによる通信が使用不能の場合の対応

町は、非常通信ルートとして設定している機関の通信設備が使用不能の場合、次の機関を通じて、北海道地方非常通信協議会に通信確保を依頼するものとする。

機関名	部署	連絡先
国土交通省	札幌開発建設部札幌道路事務所 当別分庁舎	電話 0133-23-2074 FAX 0133-23-1976
北海道	空知総合振興局札幌建設管理部 当別出張所	電話 0133-23-2220 FAX 0133-23-1359



石狩振興局災害対策本部	電話 011-204-5818 FAX 011-232-1070
北海道災害対策本部	電話 011-204-5007 FAX 011-231-4314 メール somu.bousai@pref.hokkaido.lg.jp
北海道地方非常通信協議会事務局 (北海道総合通信局無線通信部陸上課)	電話 011-709-2311 (内線 4651) 携帯 090-1529-8858 (夜間等) FAX 011-709-5541 メール do-hi.jyo@soumu.go.jp

5 通信ルートの維持・復旧

町は、非常用電源用燃料の枯渇、大規模停電、設備被災等により通信ルートが使用不能になった場合は、燃料の確保、電力会社への停電復旧要請、設備会社への修復依頼等を実施し、通信手段の復旧・維持に努めるものとする。

種別	業者名	連絡先	所在地
非常用発電機 用燃料	当別町石油協会 (安藤石油)	0133-23-2111	当別町栄町 45 番地 2
電力（停電時）	北海道電力ネットワーク(株)北海 道北ネットワークセンター	(緊急用) 011-772-0597	札幌市北区篠路 2 条 2 丁目 8-18
電話	東日本電信電話(株)北海道事業部	011-212-4466	札幌市中央区北一条西 4 丁 目 2-4

※維持活動が困難の場合、上位の災害対策本部又は非常協事務局へ支援を要請する。

機関名	連絡先
石狩振興局災害対策本部	電話 011-204-5818 FAX 011-232-1070
北海道災害対策本部	電話 011-204-5007 FAX 011-231-4314 メール somu.bosai.hokkaido@pref.hokkaido.lg.jp
北海道地方非常通信協議会事務局 (北海道総合通信局無線通信部陸 上課)	電話 011-709-2311 (内線 4651) 携帯 090-1529-8858 (夜間等) FAX 011-709-5541 メール do-hi jyo@soumu.go.jp